

佐賀県告示第 496 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成 27 年 12 月 15 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	廃止年月日
医療法人武岡病院	杵島郡江北町大字山口 1282 番地	平成 27 年 5 月 15 日
医療法人北土会陶都有田北川眼科	西松浦郡有田町南原甲 641 番地 6	平成 27 年 7 月 1 日
坂本健康堂薬局	杵島郡白石町大字福田 1959 番地	平成 27 年 7 月 31 日
訪問看護ステーション寿楽	三養基郡基山町大字園部 2307 番地	平成 24 年 3 月 31 日
あさひ薬局 J A 店	武雄市武雄町大字昭和 12 番地 30	平成 27 年 7 月 31 日